

Q & A

Q 1	想定している地震は？
A 1	射水市に影響が大きい地震として、2つの地震を想定しています。 1つは、呉羽山断層帯地震を震源とする震度6弱から7を想定しています。もう1つは、全国どこでも発生する可能性がある直下型地震で想定震度は6弱から6強です。能登半島地震（平成19年）は直下型地震でした。
Q 2	「ゆれやすさマップ」で、想定される震度が7及び6強となった理由は？
A 2	このマップは、「地震防災マップ作成技術資料(平成17年3月 内閣府)」に準拠して作成しています。技術資料の中で示されている推計式に基づき、既知のゆれの大きさ(M)、震源からの距離、地盤の強さの条件を用いて、震度を計算しています。 このマップでは、想定する2つの地震（呉羽山断層による地震と全国どこでも起こりうる直下型の地震）をそれぞれ計算して、そのうちの最大震度を示した結果です。
Q 3	「ゆれやすさマップ」で、「呉羽山断層帯が今後30年以内に活動する確率はやや高く、0～5%となっています。」と表現されています。では、「全国どこでも起こりうる直下型の地震」の発生確率は何%ですか？
A 3	これまでの地震活動で断層の存在がわかっているもの(呉羽山断層や跡津川断層など)は、国の調査が進められています。しかし、平成19年に起こった能登半島地震(M6.9)は、地震が発生するまで断層の存在がわかりませんでした。 「全国どこでも起こりうる直下型の地震」とは、後者の断層の存在がわかっていない場所で起こる地震を想定しているため、発生確率という概念がありません。
Q 4	震度などはどれくらいの単位で推計したのですか？
A 4	50m四方(2,500㎡)を1つの単位として推計しました。50m四方が約44,000個で射水市全域になります。

Q 5	「ゆれやすさマップ」とは何ですか？
A 5	このマップは、想定される2つ地震による地域ごとの揺れやすさを地図上に「震度」で示したものです。射水市に影響があると考えられる「呉羽山断層帯地震」と「全国どこでも起こりうる直下型地震」の震度のうち、最大の震度を示したものです。
Q 6	「ゆれやすさマップ」のゆれの大小はどのように判断すればよいですか？
A 6	このマップのゆれの表示は、黄色から赤色に4段階に色分けされており、赤色に近いほど、ゆれが大きいと判断します。
Q 7	「ゆれやすさマップ」で自宅の地域が震度6強となっていた場合、建物は倒壊してしまうのですか？
A 7	一概には言えませんが、昭和56年5月31日以前に建てられた建物は、耐震性が低い場合が多く、倒壊する可能性があります。また建物の形状によっては想像以上の揺れになる可能性があるため注意が必要です。
Q 8	A7に「昭和56年5月31日以前」という表現がありますが、何か意味があるのですか？
A 8	昭和56年6月1日施行の建築基準法施行令の大改正で、耐震に関する事項が大幅に変更されました。この日以降に建築された建物は、「震度6弱から7程度の大規模地震が起きても倒壊せず建物内の人命保護が図れる耐震性能を有する」と判断されます。昭和56年5月31日以前に建築された建物は、改正前の基準で建築されているため、耐震性が低いと想定されます。

Q 9	「地域の建物全壊危険度マップ」とは何ですか？
A 9	このマップは、想定している震度6弱から7の揺れと地域ごと（小字または大字）ごとの建物データ（構造、建設年）を組み合わせ、全壊する建物の割合を地域の危険度として示したものです。
Q 10	「地域の建物全壊危険度マップ」で、地域の建物の耐震性をどのように判断すればよいですか？
A 10	このマップの危険度の表示は、青色から赤色に7段階に色分けされており、赤色に近いほど危険であると判断します。
Q 11	「地域の建物全壊危険度マップ」で危険度の評価基準は？
A 11	このマップは、小字単位で集計した建物種別の割合と推計された震度(50mメッシュ)に基づいて危険度を評価しました。 耐震性が低い建物（昭和56年5月31日以前に建築）が多い地域で、「ゆれやすさマップ」の揺れやすい地域になっている地域は、危険度が高い地域と評価されます。従って、このマップで危険性が高く評価されたからといって、その地域全ての建物が危険であると表現したものではありません。
Q 12	「地域の建物全壊危険度マップ」で検証した建物の数は？
A 12	課税課で課税されている建物を基に市域全体で住宅数は約30,000戸、その他の建築物は約16,000棟を検証しました。
Q 13	課税されていない公共建築物や神社仏閣も建物の数に入っているのですか？
A 13	公共建築物は全て把握していますので、数に入っています。神社仏閣は、データのあるものは、数に入っています。

Q 14	「地域の建物全壊危険度マップ」で危険度の高い地域に住んでいるが、自宅は大丈夫ですか？
A 14	A11でお答えしているように「地域全ての建物が危険であると表現したものではありません」。耐震性を確認するために、まずは自宅の建築時期を確認して下さい。次に建築時期が昭和56年5月31日以前の場合は、早期に耐震診断をして下さい。
Q 15	「地域の建物全壊危険度マップ」で危険度の低い地域では耐震改修は不要ですか？
A 15	昭和56年5月31日以前に建築された建物は、耐震性が低い場合が多いので、このマップの危険度に関係なく耐震診断により建物の耐震性を確認し、その結果から耐震改修の必要性を判断してください。
Q 16	昭和56年6月1日以降に建てられた建物は大地震でも倒壊しないのですか？
A 16	昭和56年の建築基準法施行令の改正では、比較的発生する可能性が高い震度5程度の中規模地震に対して建物が損傷することなく機能を維持し、震度6から7程度の大規模地震に対しては損傷しても倒壊せず人命を保護することを目的としています。しかし、建物の被害は建物の形状などの様々な要因が関係するので、一概に倒壊するか倒壊しないかは言い切れません。

Q 17	「地域の建物全壊危険度マップ」で危険度が高い地域を危険度(赤色)が低い地域(青色)にすることは可能ですか？
A 17	A 11 でお答えしたように、危険度は 建物の耐震性と 地盤のゆれやすさで評価されます。 このうち は耐震補強することで改善されるので、その地域(小字)の危険度は低下(耐震性は向上)します。
Q 18	それでは、小中学校などを毎年建て替えや耐震補強しているので、それを反映して、このマップは毎年更新されるということですか？
A 18	毎年は更新できないと思います。しかし、射水市耐震改修促進計画で平成 27 年度の住宅耐震化率を 85%とする目標がありますので、この頃を目安に更新したいと考えています。

Q 19	建物の耐震診断や耐震改修に対する補助制度はありますか？
A 19	建物の耐震診断や耐震改修に対して、富山県や射水市で様々な補助制度を実施しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 富山県木造住宅耐震診断支援事業 ・ 射水市木造住宅耐震改修支援事業 ・ 射水市建築物耐震診断補助事業 ・ 射水市建築物耐震改修補助事業

Q 20	「液状化可能性マップ」とは何ですか？
A 20	このマップは、射水市の地域ごとの地形・地質・標高に基づき、地震発生時に液状化が起こる可能性を示したものです。
Q 21	「液状化可能性マップ」はどのように判断すればよいですか？
A 21	このマップの表示は、白色から青色に 4 段階に色分けされており、青色に近いほど液状化の可能性があると判断します。射水市では、山側以外は全体的に液状化する可能性があります。